

第7期直方市障がい福祉計画及び
第3期直方市障がい児福祉計画
(案)

令和6年 月
直方市

目次

第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画策定について……………	1
国が示す基本指針見直しの主なポイント……………	2
障がい福祉サービス等の成果目標……………	4
(1) 施設入所者の地域生活への移行	
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
(3)-1 地域生活支援の充実	
(3)-2 強度行動障がいを有する者への支援体制の充実について	
(4)-1 福祉施設から一般就労への移行等	
(4)-2 一般就労後の定着支援	
(5)-1 障がい児支援の提供体制の整備等	
(5)-2 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について	
(6) 相談支援体制の充実・強化等	
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
障がい福祉サービス・相談支援の必要量見込と確保の方策……………	11
(ア) 訪問系サービス	
(イ) 日中活動系サービス	
(ウ) 居住系サービス	
(エ) 相談支援	
障がい児支援の必要量見込と確保の方策……………	21
地域生活支援事業の内容と必要量見込……………	24
1) 必須事業	
2) 任意事業	
【日常生活支援】	
【社会参加支援】	
その他の事業内容……………	30
資料編……………	32

■第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画について

1. 策定の目的

直方市では令和3年度に第6期直方市障がい福祉計画・第2期直方市障がい児福祉計画を作成したが、現行の計画期間が令和5年度までであることから、今般、国から示された障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期直方市障がい福祉計画第3期直方市障がい児福祉計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

(1) 直方市障がい福祉計画

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項において、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられている。

(2) 直方市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項において、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられている。

3. 計画の期間

令和6年度から8年度までとする。

4. 策定体制

(1) 直方市障がい者施策推進協議会への諮問

計画の策定にあたり、障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者、学識経験者などにより構成される「直方市障がい者施策推進協議会」を複数回開催し、計画内容等についての審議を行い、委員からの意見を反映する。

(2) 市民の意見の募集

計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施し、広く市民の意見や要望等を収集する。

■国が示す基本指針見直しの主なポイント

(1)施設入所の地域生活への移行

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・強度行動障がいを有する者への支援体制の充実

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

(3)地域生活支援の充実

- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

(4)福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・就労選択支援の創設への対応
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がいの就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取り組み

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

(6)相談支援体制の充実・強化等

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討

■障がい福祉サービス等の成果目標

■障がい福祉サービス等の成果目標

(1)施設入所者の地域生活への移行

「障害者総合支援法」の基本理念に基づき、障がい者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障がい者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の充実を図ります。

数値目標としましては、国の基本方針に基づき、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数（継続入所者数を除く）81人に対して6%以上を地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減することを目標とします。

数値目標Ⅰ：福祉施設入所者の地域生活への移行			
項目	令和4年度末 実績	令和8年度末 目標値	国の指針
施設入所者数	81人	76人	4年度末入所者数の 5%以上削減
地域生活移行者数	0人	5人	4年度末入所者数の 6%以上

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたって、今後も計画的に推進する必要があるため、関係者の協議の場として直轄地区障がい者等地域自立支援協議会等を活用し、検討を進めます。

(3)-1 地域生活支援の充実

障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進する観点から、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築が必要です。

国の基本指針では、令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することが基本とされています。

本市では、相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

数値目標2:地域生活拠点等の整備、運用状況の検証等		
項目	目標値	国の指針
地域生活支援拠点等の整備(圏域での設置)	1カ所	1カ所
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	年1回以上 検証及び検討	年1回以上 検証及び検討

(3)-2 強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実について【新規】

強度行動障がいをもつ者は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。

現状では、障がい福祉サービス事業所では受入れが困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあります。

国の基本指針では、令和8年度末までに、強度行動障害をもつ者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとされています。

基幹相談支援センターを中心に支援ニーズの把握に努めていきます。

(4)-1 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、「一般就労への移行者数」を目標として設定します。

また国の基本指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることとされていますが、本市の就労移行支援事業所は4カ所と少ないため、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を2割5分以上と設定しています。【新規】

数値目標4-1:福祉施設から一般就労への移行			
項目	年間一般就労移行者数 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	国の指針
就労移行支援事業から一般就労した移行者数	5人	7人	1.31倍以上
就労継続支援A型事業から一般就労した移行者数	0人	2人	1.29倍以上
就労継続支援B型事業から一般就労した移行者数	0人	2人	1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所		1事業所	5割以上

(4)-2 一般就労後の定着支援

障がい者が一般就労に安定して定着するためには、職場、ジョブコーチ、就労定着支援、地域の関係機関等により必要な取組・支援が行われることが重要です。

数値目標としましては、国の基本指針に基づき、就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度中の利用者数を令和3年度の実績、11人に対して1.41倍以上とされています。

また、国の就労定着率については、令和8年度中の就労定着事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることとされていますが、本市では現在就労定着支援事業所が1カ所しかないため、目標を1事業所としています。【新規】

数値目標4-2:一般就労後の定着支援		
項目	目標値	国の指針
令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	16人	1.41倍以上
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	1事業所	2割5分以上

(5)-1 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達センターを中核とした重層的な地域支援体制の充実を図ります。

また、障がい児の地域社会への参加・包容(※インクルージョン)を推進する体制を構築するため、児童発達センターや地域の障がい児通所支援事業所等の保育所等訪問支援等を活用していきます。 ※インクルージョン:どのような違いがあっても互いに認め合い尊重し合うこと

数値目標5-1:障がい児支援の提供体制の整備等		
項目	目標値	国の指針
児童発達支援センターの設置(圏域での設置)	1カ所	1カ所
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	有	有

(5)-2 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

国の第2期障がい児福祉計画において、主として重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについてすべての市町村で1カ所以上確保することを成果目標に掲げています。国の指針としては引き続き、令和8年度末までに全市町村における1カ所以上の確保を目指すこととされています。

また、医療的ケア児支援のため、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を令和8年度末までに設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとされています。

数値目標5-2:重症心身障がい児・医療的ケア児への支援		
項目	目標値	国の指針
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	3か所	1カ所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3か所	1カ所以上
医療的ケア児支援のための協議の場	有	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	有

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービスの対象者が多様であることを踏まえ、一人ひとりの障がいの特性やニーズに適したサービスを提供するため、総合的相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置とともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとされています。

また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保します。

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築について検討を行います。

また、国の指針において、令和8年度末までに障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することとあるため、検討に当たっては、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

□精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神病床における早期退院率等に関する成果目標が設定されていますが、都道府県が実施主体となっています。都道府県が成果目標を達成するための活動指標を設定し、精神障害者が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めていきます。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する活動指標】

活動指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	10人	15人	20人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	2人	2人	2人

□地域生活支援拠点事業

地域生活支援拠点事業は、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるように支援をします。

活動指標	
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた支援の実情等を踏まえた検証及び検討の年間の実施回数	年1回以上 検証及び検討

□障がい福祉サービスの質の向上

多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、適切な提供が行えているかどうかを情報収集するなどの検証を行います。

活動指標	
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	1回
県が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数。	1回

□障がい児支援の提供体制の整備等

同世代の幼児や児童同士が障がいの有無に関わらず交流しやすくするための支援を強化していくための受け皿を確保します。

活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
子ども・子育て支援等の障がい児受入体制	保育所	40人	45人	50人
	認定こども園	18人	20人	22人
	地域型保育事業	0人	0人	0人
	放課後児童健全育成事業	50人	50人	50人

■障がい福祉サービス・相談支援の必要量見込と確保の方策

■障がい福祉サービス・相談支援の必要量見込と確保の方策

第6期計画期間中のサービス利用実績と、第7期計画期間における各種サービス必要量を以下のとおり見込みました。（※令和5年度の実績は令和5年12月末現在）

(ア)訪問系サービス

自宅等を訪問し、日常生活上の介助等を行うサービスです。障がい者が必要な介助を受けながら在宅で生活し続けることができるよう、これらの訪問系サービスの必要量の見込などを定めています。

①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用時間数 (時間/月)	1,860	1,593	1,609	1,600	1,600	1,600
利用者数 (人/月)	122	94	115	100	100	100

【見込量の算出方法】実績に近い数字での見込み

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、在宅等で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。なお、重度訪問介護の訪問先の拡大に関しては、対象者を障害支援区分6の者とされています。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用時間数 (時間/月)	410	663	604	680	700	710
利用者数 (人/月)	3	4	4	4	5	5

【見込量の算出方法】年度によって数値のバラつきがある為、微増を見込む

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用時間数 (時間/月)	269	257	244	260	265	270
利用者数 (人/月)	17	15	20	15	16	17

【見込量の算出方法】横ばい傾向の為、実績に近い数字での見込み

④行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用時間数 (時間/月)	27	43	51	50	50	50
利用者数 (人/月)	2	4	6	10	10	10

【見込量の算出方法】実績に近い数字での見込み

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用時間数 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用単位	—	—	—	0	0	0

【見込量の算出方法】市内にサービス事業所がないので、見込量を「0」としていますが、該当する対象者は現在、事業所を超えて複数のサービスを利用

【見込量確保の方策など】

- 周辺自治体と連携し、サービス事業者等に対し、施設整備等に関する情報提供を行うことにより、切れ目ないサービスが提供できるよう、基盤の整備及び多様な事業者の参入を促進し、計画期間中に必要と見込まれるサービス量の確保を行います。
- 地域生活への移行に伴い、訪問系サービスの利用者数の増加が想定されるため、相談支援事業所とサービス提供者との連携を強化することで、適正な利用時間及び利用者のニーズを把握し、質の高いサービス提供を図るよう働きかけます。
- 基幹相談支援センター及び地域自立支援協議会等を利用し、研修情報等の周知の徹底やサービスの質の向上を求める観点から、各事業所に共通する課題の対応など、関係機関の連携強化に努め、サービスの提供体制の確保に努めます。
- 重度障がい者や重複障がい者に対応できる重度訪問介護や知的障がい者が利用する行動援護については市内事業所に対し、福岡県の研修案内を積極的に行い、事業所の専門性を高めていきます。また、「重度障がい者等包括支援」のサービスが提供できる事業所の開拓に努めます。

(イ)日中活動系サービス

常時介護を必要とする重度の障がい者が、日中、必要な介助を受けながら安心して生活できるための「生活介護」や、障がい者が自立して生活するために必要な訓練や就労のための訓練等の日中のサービス、また家族等の休息や就労、緊急時の為の支援として「短期入所」を提供しています。

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	4,192	4,335	4,131	4,400	4,450	4,500
利用実人数 (人/月)	200	203	211	210	215	220
うち重度障がい者の利用者数				2	2	2

【見込量の算出方法】実績に近い数字で微増を見込む

②自立訓練(機能訓練)

身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	46	46	21	50	50	50
利用実人数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

【見込量の算出方法】年度によって数値のバラつきがある為、微増を見込む

③自立訓練(生活訓練)

知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	174	133	151	142	142	142
利用実人数 (人/月)	14	12	19	12	12	12
うち精神障がい者の利用者数				5	5	6

【見込量の算出方法】年度によって数値のバラつきがある為、実績に近い数字での見込み

④就労選択支援【新規】

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

単位	実績			計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用日数 (人日/月)					117	122
利用実人数 (人/月)					7	7

【見込量の算出方法】新規事業で実績がない為、就労移行支援の利用人数の3割程度と見込み

⑤就労移行支援

一般企業での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

単位	実績			計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用日数 (人日/月)	421	375	276	375	390	408
利用実人数 (人/月)	24	22	29	22	23	24

【見込量の算出方法】年度によって数値のバラつきがある為、実績に近い数字での見込み

⑥就労継続支援(A型)

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。A型では、雇用契約を結んで就労の場を提供します。

単位	実績			計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用日数 (人日/月)	1,212	1,646	1,758	1,700	1,750	1,800
利用実人数 (人/月)	59	79	107	85	88	90

【見込量の算出方法】実数に近い数字からの見込み

⑦就労継続支援(B型)

一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。

単位	実績			計画		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
延利用日数 (人日/月)	3,152	3,695	3,535	3,800	3,900	4,000
利用実人数 (人/月)	172	198	225	211	216	222

【見込量の算出方法】増加傾向にある為、実数に近い数字からの見込み

⑧就労定着支援

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	9	8	6	8	8	8

【見込量の算出方法】年度によって数値のバラつきがある為、実数に近い数字での見込み

⑨療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	12	8	15	16	16	16

【見込量の算出方法】年度によって数値のバラつきがある為、実数に近い数字での見込み

⑩短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【福祉型短期入所】

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	135	115	105	147	154	161
利用実人数 (人/月)	20	22	28	23	24	25
うち重度障がい者の利用者数				1	1	1

【医療型短期入所】

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	15	26	51	80	80	80
利用実人数 (人/月)	4	4	11	14	14	14
うち重度障がい者の利用者数				10	10	10

【見込量の算出方法】コロナで減少していたが、5類になったことで増加を見込む

【見込量確保の方策など】

- 緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービスが質・量の両面で確保できるよう、医療機関やサービス事業者と協議・調整を行います。
- 就労支援事業所を運営する法人との連携強化を図り、障がい者が就労によって経済的な基盤を確立できるよう、「直方市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの調達に努めます。
- 障がい福祉、特別支援学校、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他の関係機関と連携して、就労を希望する障がい者と障がいのある人を採用したい企業・事業主とをつなぎます。障がい者就労の促進のために専門的な知識や機能を有する機関との連携を強化していきます。
- 短期入所については、地域生活における養護者レスパイトや緊急時の受け入れ先として、サービス提供施設の連携を図り、利用者の利便性確保に努めます。
- 地域で自立した生活をおくるために、一般就労に必要な訓練を受けることができる就労移行支援や就労後も障がい特性に沿った環境で仕事が続けられるよう支援する、就労定着支援の利用を促進します。
- 令和7年度から開始となる就労選択支援について、サービスのニーズを把握し、サービス提供体制を確保できるよう情報共有及び連携強化に努めます。

(ウ) 居住系サービス

障がい者の自宅以外の生活の場として、入所施設や共同生活援助（グループホーム）、地域生活を支援するための施設（相談・助言）を行っていく自立生活援助を提供しています。

① 自立生活援助

定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活における問題や、悩みなどがないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。（訪問だけではなく、電話・メール等による随時対応も含みます。）

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	0	1	1	1	2	3
うち精神障がい者の利用者数	0	1	1	1	2	3

【見込量の算出方法】実数に近い数字での見込み

②共同生活援助

日中活動を利用している知的障がい者、精神障がい者に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	127	138	158	140	145	150
うち重度障がい者の利用者数				30	32	34
うち精神障がい者の利用者数				56	58	60

【見込量の算出方法】実数に近い数字で増加の見込み

③施設入所支援

生活介護または自立訓練、就労継続支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/月)	82	81	83	83	83	83

【見込量の算出方法】国は減らす方針だが受け皿の確保が進んでいないため、現状維持

【見込量確保の方策など】

- 施設入所支援については、障がい支援区分認定に基づき、入所が必要な人を的確に把握しながら、福岡県等と連携して、必要定員を確保していきます。
- 在宅で生活をする障がい者の世帯の状況等を把握し、親亡き後の生活など今後考えられる問題に対し、地域生活を円滑に行える支援体制を整備します。
- 精神障がい者の退院促進の観点から、社会的入院の解消を目指し、地域生活を行うための受け皿を整備し、退院促進にかかるサービス体制の支援、移行促進を図ります。また、多様な事業者の参入を促進するとともに、空き家等の活用を検討していきます。
- 障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(工)相談支援

障がい者が身近な地域で相談支援が受けられる体制づくりや、地域で生活するための体制を支援していきます。

また、「計画相談支援」については、すべての障がい福祉サービス利用者について支援を行うことが基準とされていることから、利用増加を見込んでいます。

①計画相談支援

障がい福祉サービス等を利用する人について、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画を作成し、一定期間ごとに見直しを行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/年)	615	649	639	650	660	670

【見込量の算出方法】実績ベースで微増を見込む

②地域移行支援

福祉施設等の入所者や精神科病院等に入院している人について、住居の確保や地域生活への移行に関する相談・援助を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用者数	0	0	0	1	1	1

【見込量の算出方法】実績がない為、年間1人を目標に見込む

③地域定着支援

在宅で一人暮らしをしている人や同居家族による支援が受けられない人等について、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
うち精神障がい者の利用者数	0	0	0	1	1	1

【見込量の算出方法】実績がない為、年間1人を目標に見込む

【見込量確保の方策など】

- 総合的な相談窓口の充実を図ると共に、地域生活支援拠点の整備に向けた検討を行い、直轄地区障がい者等地域自立支援協議会においてニーズの把握及び情報の集約・共有を行うよう努めます。
- 基幹相談支援センターの機能充実を図り、相談支援事業所等に対しての研修及び協議の場を設け、相談支援専門員の育成及び相談技術向上を図ります。
- 障がい児相談支援事業所の指定と相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
- すべての障がい福祉サービス利用者が計画相談支援を受けることができるよう、市内の社会福祉法人や介護保険の居宅介護支援事業所などに対する相談支援事業への参入や相談支援専門員の確保・育成を促し、実施事業者の充実に努めます。
- 精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域移行支援や地域定着支援の利用を進めます。

■障がい児支援の必要量見込と確保の方策

■障がい児支援の必要量見込と確保の方策

障がい児支援については、障がいの種類・程度等に応じて、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援が必要です。障がい児のライフステージに沿って、教育、福祉、医療等の関係機関が相互に連携を図りながら支援を進めていきます。

①障がい児相談支援

サービスを利用する際に障がい児支援利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整や一定期間ごとに見直しを行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数 (人/年)	252	286	234	300	320	330

【見込量の算出方法】増加傾向での見込み

②児童発達支援

児童発達支援センター等の施設に通って、日常生活における基本的な動作の指導や適応訓練等の提供を受けるものです。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	1,608	1,579	1,402	1,600	1,650	1,700
利用実人数 (人/月)	116	113	111	114	118	121

【見込量の算出方法】増加傾向での見込み

③放課後等デイサービス

放課後や夏休みなどにおける居場所の確保を行い、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	2,777	2,836	3,146	3,500	3,700	3,900
利用実人数 (人/月)	180	194	245	233	246	260

【見込量の算出方法】日数については増加傾向で見込む

④保育所等訪問支援

保育所などに通う障がい児に対して、集団生活への適応のため、保育所などを訪問し専門的な支援を行います。乳児院、児童養護施設に入所している障がい児も対象です。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (人日/月)	0	0	2	5	5	5
利用実人数 (人/月)	0	0	2	1	1	1

【見込量の算出方法】実績が少ない為、月最低1人を見込む

⑤居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を実施します。対象者は重度心身障がい児であり、通所支援を受けることが困難な児童です。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用日数 (日/月)	5	3	4	5	5	5
利用実人数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

【見込量の算出方法】実績に近い数字での見込み

⑥医療的ケア児支援調整コーディネーター

医療的ケア児に対する各種支援の調整を行うほか、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成します。

単位	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数 (人)	0	0	0	4	4	4

【見込量の算出方法】実績がない為、コーディネーター研修を受けた人数で見込む

【見込量確保の方策など】

- 必要なサービス量の提供ができるよう、新規事業所の把握に努め、広く情報提供を行います。
- 発達の遅れや障がいのある子ども、在宅で医療的ケアを必要とする子ども等に対するサービス提供体制の整備や相談窓口の充実を図り、子どもと家族を含めた支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児等の支援に携わる保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制を構築することにより、地域生活支援の向上を図ることを目的とした協議の場を設定するよう働きかけます。
- 情報提供及び研修等の実施により医療的ケア児支援調整コーディネーター養成に取り組みます。
- 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心とし、課題やニーズを検証し、適切な支援を行います。
- 直方市子ども・子育て支援事業計画に留意し、連携を図りながら、様々な特性を持った子どもが健やかに成長するような支援事業体制の確保を進めます。

■地域生活支援事業の内容と必要量見込

■地域生活支援事業の内容と必要量見込

地域生活支援事業には、市町村が必ずしなければならない「必須事業」と、地域の特性に応じて各市町村が独自に実施できる「任意事業」があります。

1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者の理解を深めるため、広報などによる啓発を通じて地域住民への働きかけを行う事業です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	有	有	有	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者の自発的な取り組みを支援するための事業です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	有	有	有	有	有	有

③ 相談支援事業

(ア) 基幹相談支援センター等機能強化事業

障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者に対する、専門的な指導・助言・情報提供・人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図る事業です。基幹相談支援センターに精神保健福祉士等を配置し、「直轄地区障がい者等地域自立支援協議会」を中心に部会を設置し、困難ケースへの対応などを実施しています。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	有	有	有	有	有	有

(イ) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

知的障がい者・精神障がい者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活の支援を行う事業です。

本事業は、直鞍地区2市2町（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）で共同し、「基幹相談支援センター」へ委託事業として、実施しています。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	有	有	有	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用援助の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者等に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利を援護する事業です。現在、身寄りのない知的障がい者や精神障がい者に対して、申立てに要する経費などを助成しており、今後も継続して実施していきます。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施	有	有	有	有	有	有

⑤意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、意思の疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。本市では、当該事業として、下記の「手話通訳者設置事業」及び「手話通訳者派遣事業」を行います。

<手話通訳者設置事業>

市役所に手話通訳者を設置し、来庁の聴覚障がい者に対応します。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	2	2	2	2	2	2

<手話通訳者派遣事業>

聴覚障がい者の生命及び健康の維持増進に関する場合、社会参加を促進する活動に関する場合等に、手話通訳者を派遣します。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	83	81	42	100	100	100

⑥日常生活用具給付等事業

重度障がい者等に対し、日常生活用具の給付を行うことにより日常生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。本市では、次に示す用具等の給付を行います。

種類	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に利用でき、実用性のあるもの。
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が使用でき、実用性のあるもの。
住宅改修費	障がい者の居宅生活動作等を円滑にするために、改修工事費を助成するもの。

【実績と必要量見込】

サービス名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	7	9	10	10	10	10
自立生活支援用具	件	4	5	9	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	12	13	7	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	12	12	8	15	15	15
排せつ管理支援用具	件	1,870	1,691	1,726	1,850	1,850	1,850
住宅改修費	件	1	0	2	3	3	3

⑦手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことを目的とする事業です。本市では現在、手話の入門講座及び基礎講座を隔年で行っています。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	—※	11	11	20	20	20

※コロナのため中止

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	35	31	35	40	40	40
利用時間	2,060	2,320	1,650	2,400	2,400	2,400

⑨地域活動支援センター

障がい者に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う事業です。地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3種類があり、現在Ⅲ型を直轄地区の広域で実施していますが、地域の実情に応じた事業運営を推進します。

種類	内容
Ⅰ型	○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。 ○基礎的事業に加え、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施。 ○相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
Ⅱ型	○従来の「居宅生活支援(デイサービス)」に該当するもの。 ○地域において雇用・就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するもの。
Ⅲ型	○地域において概ね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所等から移行するもの。

【地域活動支援センター】

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所	1	1	1	1	1	1
人	26	26	26	30	30	30

2)任意事業

【日常生活支援】

①訪問入浴サービス事業

居宅において入浴の介護を受けることが困難な障がい者の家庭を訪問入浴車で訪問し、入浴及び清拭やこれらに伴う介護を行う事業です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	1	3	3	3

②日中一時支援事業

日中に家族等が不在であるために一時的に見守り等の支援が必要な障がい者を、一時的に預かり、日中の活動の場を提供する事業です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	87	93	97	100	100	100
利用回数	4,446	5,505	5,135	6,000	6,000	6,000

【社会参加支援】

①レクリエーション活動等事業

障がい者を対象としたスポーツなどのレクリエーション事業です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	—※	—※		30	30	30

※コロナのため中止

②点字・声の広報等発行事業

視覚障がい者のために「市報のおがた」等の点訳・音訳を行い配布する事業です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人(点訳)	5	5	5	5	5	5
人(音訳)	14	14	14	14	14	14

■その他の事業内容

■その他の事業の内容（※令和5年度の実績は令和5年12月末現在）

①福祉タクシー料金助成事業

重度の障がいのある方の移動手段として、小型タクシーの基本料金を助成します。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	898	824	783	810	800	780

②自動車運転免許取得事業

障がいのある方が運転免許を取得するために必要な経費の一部を助成する制度です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	3	2	2	2

③自動車改造費助成事業

身体に障がいのある方が仕事などのため、自らが所有し運転する自動車のハンドルやアクセルなどの改造費用の一部を助成します。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	2	2	2	2

④医療的ケア児(者)在宅レスパイト事業助成金交付事業

在宅の医療的ケア児(者)の看護や介護を行う家族の負担軽減を図る為の事業です。

単位	実績			見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	1	2	3	3

⑤情報の取得利用の推進

視覚に障がいがある方のために、音声コード「ユニボイス」を活用し、各種計画に2次元コードを掲載します。スマートフォンを利用して文書テキストを読み上げるためのアプリケーション普及に努めます。

⑥男性用トイレのサニタリーボックスの普及

近年、前立腺がんや膀胱がんなどの病気の影響で尿漏れパッドやおむつを使用する方が、増加しています。市民の方が安心して外出し日常生活を過ごしていただくことができるよう、多くの方が利用する大規模な市内公共施設の男性用トイレへのサニタリーボックス設置を実施していく予定です。

■資料編

■資料編

1)直方市障がい者施策推進協議会委員名簿

	選考団体	委員名	職位等
1	駒澤大学	鬼塚 香	駒澤大学 准教授
2	直方市市議会	草野 知一郎	市議会議員
3	特定非営利活動法人 なおみの会	廣津 輝男	特定非営利活動法人 なおみの会 副理事長
4	直方市身体障害者福祉協会	後藤 満洋	直方市身体障害者福祉協会 理事・肢体部部长
5	直方公共職業安定所	永山 美紀	直方公共職業安定所次長
6	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所 社会福祉課	亀崎 満	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉 環境事務所 社会福祉課長
7	直方鞍手医師会	西田 智	社会保険直方病院 副院長
8	福岡県立直方特別支援学校	高山 健一	福岡県立直方特別支援学校 教頭
9	直方市教育委員会	高上 まみ	直方南小学校 教頭
10	直方市社会福祉協議会	駒山 博人	直方市社会福祉協議会 事務局長
11	市内施設代表	上田 禎樹	社会福祉法人鈴の音会 あおばの里 施設長
12	市民代表	大西 三代子	市民

2)計画の策定経過

日 付	内 容
令和5年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ■第1回直方市障害者施策推進協議会 ・会長、副会長互選 ・計画に関する諮問 ・第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画について今後のスケジュール
令和5年10月4日	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回直方市障害者施策推進協議会 ・第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画(素案)について
令和6年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■第3回直方市障害者施策推進協議会 ・第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画(素案)について ・答申書策定
令和6年3月1日 ～3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民意見公募(パブリックコメント)の実施 ・第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画(原案)
令和6年3月 日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4回直方市障害者施策推進協議会(書面開催) ・市民意見公募(パブリックコメント)の報告 ・第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画(最終校正)について

第 7 期直方市障がい福祉計画及び第 3 期直方市障がい児福祉計画

令和 6 年 月

発 行

直方市 市民部 子育て・障がい支援課

〒822-8501 福岡県直方市殿町 7 番 1 号
TEL:0949-25-2139 FAX:0949-25-2135
